

佐賀県人事委員会告示第3号

佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（平成14年佐賀県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。ただし、平成25年度に実施した試験又は選考に係る開示請求については、なお従前の例による。

平成26年9月19日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所	開示請求をすることができる個人情報の内容		開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
試験又は選考	開示する内容			試験	開示する内容		
佐賀県職員採用試験（行政特別枠を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験 身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考	第1次試験又は第1次選考不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験又は第1次選考合格発表の日から1年	佐賀県人事委員会事務局	佐賀県職員採用試験（行政特別枠及び民間企業等職務経験者を除く。） 佐賀県任期付職員採用試験 佐賀県任期付短時間勤務職員採用試験	第1次試験不合格者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名	第1次試験合格発表の日から1年	佐賀県人事委員会事務局
	第1次試験受験者（第1次試験の全ての試験科目を得点化しない試験の受験者に限る。）に係る総合評価						
	第1次試験（第1次試験の全ての試験科目を得	第2次試験又は第2次選考合格発表の日	第1次試験合格者に係る総合得点、総合順位及				

改正前			改正後		
	<p>点化しない試験を除く。)又は第1次選考合格者に係る総合得点、総合順位及び試験科目別得点</p> <p>第2次試験又は第2次選考受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名</p>	から1年		<p>び試験科目別得点</p> <p>第2次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名</p>	
佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）	略		佐賀県職員採用試験（行政特別枠に限る。）	略	
			佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者に限る。）	<p>第1次試験受験者に係る総合評価</p> <p>第2次試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準</p>	<p>第1次試験合格発表の日から1年</p> <p>第2次試験不合格者については、第2次試験合格発表の日から1年</p>

改正前				改正後			
					<u>該当の試験科目名</u>	<u>第2次試験合格者については、最終試験合格発表の日から1年</u>	
					<u>最終試験受験者に係る総合得点、総合順位、試験科目別得点及び不合格基準該当の試験科目名</u>	<u>最終試験合格発表の日から1年</u>	